

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部改正等に伴う
申請手数料の追加と規定の整備について

1 改正理由

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成 27 年法律第 53 号）（以下「建築物省エネ法」という。）及び建築物省エネ法施行令の一部が改正された。併せて、国土交通省より「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部を改正する法律の施行の準備について（技術的助言）」が令和 2 年 9 月 4 日に発出され、「適合判定等に係る手数料条例の改正等について」が示された。

これに伴い、世田谷区手数料条例（以下「手数料条例」という。）の一部を改正する。本件については、総務部より、令和 3 年第 1 回定例会に提案する。

2 手数料条例改正に関連する法改正等の概要

(1) 建築物省エネ法の一部改正等の主な内容

- ① 適合判定が必要となる床面積規模について「2,000㎡以上」とされていたものが「300㎡以上」に変更となり、対象が拡大。
- ② 戸建て住宅等に係る省エネ性能に関する説明の義務付け等に伴う規定の整備。

(2) 技術的助言等の主な内容

- ① 床面積の区分について「300㎡～2,000㎡」を「300㎡～1,000㎡」及び「1,000㎡～2,000㎡」の区分に分割して設定。
- ② 都市の低炭素の促進に関する法律（平成 24 年法律第 84 号）における省エネ性能の評価に係る低炭素認定の区分の変更。

3 施行予定日

令和 3 年 4 月 1 日

4 条例改正新旧対照表

別紙 2-1、別紙 2-2 のとおり。

5 添付資料

(別紙 1) 手数料条例改正に関連する法改正等の概要について

(別紙 2-1) 新旧対照表（手数料条例 別表第 2）

(別紙 2-2) 新旧対照表（手数料条例 別表第 3）

(参考 1) 建築物省エネ法改正資料（技術的助言等）

(参考 2) 新旧対照表（建築物省エネ法等一部改正）

手数料条例改正に関連する法改正等の概要について

1 建築物省エネ法等の一部改正の主な内容

- ① 適合判定が必要となる床面積規模について「2,000㎡以上」とされていたものが「300㎡以上」に変更となり、対象が拡大。
- ② 戸建て住宅等に係る省エネ性能に関する説明の義務付け等に伴う規定の整備。

現行制度と改正法との比較

	現行制度			改正法	
	建築物	住宅		建築物	住宅
大規模 (2000㎡以上)	特定建築物 適合義務	届出義務	→	特定建築物 適合義務	届出義務
中規模 (300㎡以上2000㎡未満)	届出義務		→	適合義務	
小規模 (300㎡未満)	努力義務		→	努力義務 + 建築士から建築主への説明義務	

世田谷区手数料条例の一部を改正する条例新旧対照表

別紙 2-1

都市の低炭素の促進に関する法律

改正後				改正前			
○世田谷区手数料条例 平成12年3月13日条例第3号 別表第2（第2条関係）				○世田谷区手数料条例 平成12年3月13日条例第3号 別表第2（第2条関係）			
事務	名称及び額			事務	名称及び額		
都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）第54条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査	低炭素建築物新築等計画認定申請手数料の額は、次の1及び2に掲げる区分に応じて、次に掲げる額（申請に併せて都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第2項の規定に基づく申出があった場合においては、1の建築物について別表第1の95の2の項に掲げる額（申請に係る計画に特定建築基準適合審査をする部分が含まれる場合においては当該部分ごとに同表の82の2の項に掲げる額の手数料を、建築基準法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては当該昇降機1基について同表の95の4の項又は95の5の項に掲げる額の手数料を加えた額）の手数料を加えた額）			都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）第54条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査	低炭素建築物新築等計画認定申請手数料の額は、次の1及び2に掲げる区分に応じて、次に掲げる額（申請に併せて都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第2項の規定に基づく申出があった場合においては、1の建築物について別表第1の95の2の項に掲げる額（申請に係る計画に特定建築基準適合審査をする部分が含まれる場合においては当該部分ごとに同表の82の2の項に掲げる額の手数料を、建築基準法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては当該昇降機1基について同表の95の4の項又は95の5の項に掲げる額の手数料を加えた額）の手数料を加えた額）		
1	申請に併せて区長が指定	(1) 共同住宅等（共同居住）	(現行に同じ)	1	申請に併せて区長が指定	(1) 共同住宅等（共同居住）	(省略)
		イ	(現行に同じ)			イ	(省略)

改正後						改正前									
<p>する者(以下「適合性確認機関」という。)が作成した都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項各号に掲げる基準に適合して</p>	<p>宅、長屋その他一戸建て住宅以外の住宅をいう。以下同じ。)</p>	<p>同じ)</p>	<p>ロ</p>	(イ)		<p>する者(以下「適合性確認機関」という。)が作成した都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項各号に掲げる基準に適合して</p>	<p>宅、長屋その他一戸建て住宅以外の住宅をいう。以下同じ。)</p>	<p>同じ)</p>	<p>ロ</p>	(イ)					
				(現行に同じ)						(省略)					
				(ロ)	(現行に同じ)					共用廊下等の部分(住宅の用途に供する共用廊下、共用階段その他共用部分をいう。以下	当該部分の床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	16,000円	(省略)	(新規)	(新規)

改正後						改正前						
いることを示す書類が提出された場合		同じ。)	(ハ) 非住宅の部分(住戸の部分、共用廊下等の部分以外の部分をいう。以下同じ。)	の		いることを示す書類が提出された場合	同じ。)	(ハ) 非住宅の部分(住戸の部分、共用廊下等の部分以外の部分をいう。以下同じ。)	(以下現 行に同じ)		(3) (省略)	(1) (新規)
				(現行に 同じ)					(以下省 略)			
				当該部分 の床面積	16,000 円				(新規)	(新規)		
				の合計が 300平方メ ートルを 超え1,000 平方メー トル以内 のもの								
				当該部分 の床面積 の合計が 1,000平方 メートル を超え 2,000平方 メートル 以内のも の	26,000 円				当該部分 の床面積 の合計が 300平方メ ートルを 超え2,000 平方メー トル以内 のもの	26,000 円		
				(以下現 行に同じ)					(以下省 略)			
				(3) (現行に同じ)								
				(1) 建築物の延べ面積が300	16,000							

改正後						改正前							
			及び (2) 以外 の建 築物	平方メートルを超え 1,000平方メートル以内 のもの 建築物の延べ面積が 1,000平方メートルを超 え2,000平方メートル以 内のもの (以下現行に同じ)	円 26,000 円				及び (2) 以外 の建 築物	建築物の延べ面積が300 平方メートルを超え 2,000平方メートル以内 のもの (以下省略)	26,000 円		
	2 1 以外 の場 合	(1)	(現行に同じ)					2 1 以外 の場 合	(1)	(省略)			
		(2)	イ (現 行 に 同 じ)					(2)	イ (省 略)				
			ロ 1 の 建 築 物 の 申 請 の 場	(イ) (現 行 に 同 じ)				ロ 1 の 建 築 物 の 申 請 の 場	(イ) (省 略)				
				(ロ) 共用 廊下 等の 部分	(現行に 同じ)				(ロ) 共用 廊下 等の 部分	(省略)			
					当該部分 の床面積 の合計が 300平方メ ートルを	138,000 円				(新規)	(新規)		

改正後						改正前											
				合	超え1,000 平方メー トル以内 のもの 当該部分 の床面積 の合計が 1,000平方 メートル を超え 2,000平方 メートル 以内のも の (以下現 行に同じ)	180,000 円					合	当該部分 の床面積 の合計が 300平方メ ートルを 超え2,000 平方メー トル以内 のもの (以下省 略)	180,000 円				
				(ハ) 非住 宅の 部分	(現行に 同じ) 当該部分 の床面積 の合計が 300平方メ ートルを 超え1,000 平方メー トル以内 のもの 当該部分	300,000 円					(ハ) 非住 宅の 部分	(省略) (新規)	(新規)				
						384,000							当該部分	384,000			

改正後						改正前							
					の床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの (以下現行に同じ)	円					の床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの (以下省略)	円	
		(3)	(現行に同じ)						(3)	(省略)			
		(1) 及び (2) 以外の建築物	建築物の延べ面積が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	300,000円					(1) 及び (2) 以外の建築物	(新規)	(新規)		
			建築物の延べ面積が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの (以下現行に同じ)	384,000円						建築物の延べ面積が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの (以下省略)	384,000円		
都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第1	低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料	低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料の額は、次の1及び2に掲げる区分に応じて、次に掲げる額（申請に併せて都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第2項において準用する同法第54条第2項の規定に基づく申出があった場合においては、1の建築物について別	変更認定申請のとき。						都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第1	低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料	低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料の額は、次の1及び2に掲げる区分に応じて、次に掲げる額（申請に併せて都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第2項において準用する同法第54条第2項の規定に基づく申出があった場合においては、1の建築物について別	変更認定申請のとき。	

改正後					改正前				
項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査	表第1の95の2の項に掲げる額(申請に係る計画に特定建築基準適合審査をする部分が含まれる場合においては当該部分ごとに同表の82の2の項に掲げる額の手数料を、建築基準法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては当該昇降機1基について同表の95の4の項又は95の5の項に掲げる額の手数料を加えた額)の手数料を加えた額)				表第1の95の2の項に掲げる額(申請に係る計画に特定建築基準適合審査をする部分が含まれる場合においては当該部分ごとに同表の82の2の項に掲げる額の手数料を、建築基準法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては当該昇降機1基について同表の95の4の項又は95の5の項に掲げる額の手数料を加えた額)の手数料を加えた額)				
	1	申請に併せて適合性確認機関が作成した都市の低炭素化の促進に関する法律第54条	(1) (現行に同じ)		1	申請に併せて適合性確認機関が作成した都市の低炭素化の促進に関する法律第54条	(1) (省略)		
			(2) 共同住宅等	イ (現行に同じ)			(2) 共同住宅等	イ (省略)	
			ロ 1の建築物の申請の場合	(イ) (現行に同じ)			ロ 1の建築物の申請の場合	(イ) (省略)	
			(ロ) 共用廊下等の部分	(現行に同じ)			(ロ) 共用廊下等の部分	(省略)	
				当該部分の床面積の合計が300平方メートルを				(新規)	(新規)
				11,000円					

改正後						改正前								
第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類が提出された場合	合	超え1,000平方メートル以内のもの	18,000円	(ハ) 非住宅の部分	(現行に同じ)	第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類が提出された場合	合	(ハ) 非住宅の部分	当該部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	18,000円	(以下現行に同じ)	(以下省略)	当該部分の床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	18,000円
		(以下現行に同じ)							(以下省略)					
		(現行に同じ)							(省略)					
		当該部分の床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	11,000円						当該部分の床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	(新規)				(新規)
		当該部分							当該部分					
		18,000円							18,000円					

改正後							改正前							
					の床面積 の合計が 1,000平方 メートル を超え 2,000平方 メートル 以内のも の (以下現 行に同じ)	円						の床面積 の合計が 300平方メ ートルを 超え2,000 平方メー トル以内 のもの (以下省 略)	円	
		(3)	(現行に同じ)						(3)	(省略)				
		(1)	建築物の延べ面積が300 平方メートルを超え		11,000	円			(1)	(新規)		(新規)		
		(2)	1,000平方メートル以内 のもの						(2)					
		以外 の建 築物	建築物の延べ面積が 1,000平方メートルを超 え2,000平方メートル以 内のもの (以下現行に同じ)		18,000	円			以外 の建 築物	建築物の延べ面積が300 平方メートルを超え 2,000平方メートル以内 のもの (以下省略)		18,000	円	
	2 1	(1)		(現行に同じ)					2 1	(1)		(省略)		
	以外 の場 合	(2)	イ	(現 行 に				以外 の場 合	(2)	イ	(省 略)	
		共同 住宅 等							共同 住宅 等					

改正後						改正前							
				同じ)									
				ロ 1 の 建 築 物 の 申 請 の 場 合	(イ) (現 行に 同じ)				ロ 1 の 建 築 物 の 申 請 の 場 合	(イ) (省 略)			
					(ロ) 共用 廊下 等 の 部 分	(現行に 同じ)				(ロ) 共用 廊下 等 の 部 分	(省略)		
						当該部分 の床面積 の合計が 300平方メ ートルを 超え1,000 平方メー トル以内 のもの	72,000 円					(新規)	(新規)
				当該部分 の床面積 の合計が 1,000平方 メートル を超え 2,000平方 メートル 以内のも	96,000 円			当該部分 の床面積 の合計が 300平方メ ートルを 超え2,000 平方メー トル以内 のもの	96,000 円				

改正後						改正前					
					の						
					(以下現 行に同じ)					(以下省 略)	
				(ハ)	(現行に 同じ)				(ハ)	(省略)	
				非住 宅の 部分	当該部分 の床面積 の合計が 300平方メ ートルを 超え1,000 平方メー トル以内 のもの	154,000 円			非住 宅の 部分	(新規)	(新規)
					当該部分 の床面積 の合計が 1,000平方 メートル を超え 2,000平方 メートル 以内のも の	198,000 円				当該部分 の床面積 の合計が 300平方メ ートルを 超え2,000 平方メー トル以内 のもの	198,000 円
					(以下現 行に同じ)					(以下省 略)	
		(3)		(現行に同じ)				(3)	(省略)		
		(1)	建築物の延べ面積が300		154,000			(1)	(新規)		(新規)

改正後						改正前							
			及び (2) 以外 の建 築物	平方メートルを超え 1,000平方メートル以内 のもの 建築物の延べ面積が 1,000平方メートルを超 え2,000平方メートル以 内のもの (以下現行に同じ)	円 198,000 円				及び (2) 以外 の建 築物	建築物の延べ面積が300 平方メートルを超え 2,000平方メートル以内 のもの (以下省略)	198,000 円		
備考						備考							
1 低炭素建築物新築等計画認定申請手数料又は低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料について、共同住宅等の1の建築物の申請の場合の手数料の額は、住戸の部分の額に共用廊下等の部分及び非住宅の部分の額を加算した額とする。ただし、共用廊下等の部分若しくは非住宅の部分が存在しない場合又は共用廊下等の部分を除く場合は、当該部分の額は加算しない。						1 低炭素建築物新築等計画認定申請手数料又は低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料について、共同住宅等の1の建築物の申請の場合の手数料の額は、住戸の部分の額に共用廊下等の部分及び非住宅の部分の額を加算した額とする。ただし、共用廊下等の部分若しくは非住宅の部分が存在しない場合又は共用廊下等の部分を除く場合は、当該部分の額は加算しない。							
2 低炭素建築物新築等計画認定申請手数料又は低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料について、共同住宅等の住戸ごとの申請と1の建築物の申請を同時にする場合の手数料の額は、1の建築物の申請の場合により算出した額とする。						2 低炭素建築物新築等計画認定申請手数料又は低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料について、共同住宅等の住戸ごとの申請と1の建築物の申請を同時にする場合の手数料の額は、1の建築物の申請の場合により算出した額とする。							

世田谷区手数料条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後				改正前					
<p>○世田谷区手数料条例 平成12年3月13日条例第3号 附 則（平成12年6月26日条例第70号） この条例は、公布の日から施行する。 中略 附 則（令和2年3月4日条例第3号） この条例は、公布の日から施行する。ただし、第5条の改正規定、別表第1の1の項の改正規定、同項の次に1項を加える改正規定及び同表の3の項の改正規定は令和2年3月10日から、同表の71の項の改正規定は同年4月1日から施行する。 附 則（令和3年3月〇日条例第〇号） <u>この条例は、令和3年4月1日から施行する。</u> 別表第3（第2条関係）</p>				<p>○世田谷区手数料条例 平成12年3月13日条例第3号 附 則（平成12年6月26日条例第70号） この条例は、公布の日から施行する。 中略 附 則（令和2年3月4日条例第3号） この条例は、公布の日から施行する。ただし、第5条の改正規定、別表第1の1の項の改正規定、同項の次に1項を加える改正規定及び同表の3の項の改正規定は令和2年3月10日から、同表の71の項の改正規定は同年4月1日から施行する。 別表第3（第2条関係）</p>					
事務	名称及び額			徴収時期	事務	名称及び額			徴収時期
第1 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する	建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料 建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料の額は、次の1及び2に掲げる区分に応じて、次に掲げる額			計画提出又は計画通知のとき。	第1 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する	建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料 建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料の額は、次の1及び2に掲げる区分に応じて、次に掲げる額			計画提出又は計画通知のとき。
	1	非住宅部分（建築物省エネ法第11条第1項に規定する非住宅部分をいう。以下この表において同じ。）の	当該非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの			16,700円	1	非住宅部分（建築物省エネ法第11条第1項に規定する非住宅部分をいう。以下この表において同じ。）の	
			当該非住宅部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの				当該非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの		

改正後					改正前								
法律 (平成27 年法 律第 53 号。 以下 「建 築物 省エ ネ 法」 とい う。) 第12 条第 1項 及び 第13 条第 2項 の規 定に 基づ く建 築物 エネ	用途が工場等 (工場、危険物 の貯蔵又は処理 に供するもの、 水産物の増殖場 又は養殖場、倉 庫、卸売市場、 火葬場又はと畜 場、汚物処理場、 ごみ焼却場その 他の処理施設を いう。以下この 表において同 じ。)のみであ る建築物の当該 非住宅部分	方メートル未満のもの (以下現行に同じ)				法律 (平成27 年法 律第 53 号。 以下 「建 築物 省エ ネ 法」 とい う。) 第12 条第 1項 及び 第13 条第 2項 の規 定に 基づ く建 築物 エネ	用途が工場等 (工場、危険物 の貯蔵又は処理 に供するもの、 水産物の増殖場 又は養殖場、倉 庫、卸売市場、 火葬場又はと畜 場、汚物処理場、 ごみ焼却場その 他の処理施設を いう。以下この 表において同 じ。)のみであ る建築物の当該 非住宅部分	メートル未満のもの (以下省略)					
		2	1	(1) モ デル建 物法 (以下 現行に 同じ) による 場合	当該非住宅部分の床面 積の合計が300平方メ ートル以上1,000平方 メートル未満のもの			110,700 円	2	1	(1) モ デル建 物法 (以下 省略) による 場合	(新規)	(新規)
					当該非住宅部分の床面 積の合計が1,000平方 メートル以上2,000平 方メートル未満のもの (以下現行に同じ)			145,700 円				当該非住宅部分の床面 積の合計が300平方メ ートル以上2,000平方 メートル未満のもの (以下省略)	145,700 円
				(2) 標 準入力 法等	当該非住宅部分の床面 積の合計が300平方メ ートル以上1,000平方			284,400 円			(2) 標 準入力 法等	(新規)	(新規)

改正後					改正前					
ルギ ー消 費性 能適 合性 判定		(実際 の設計 仕様の 条件を 基に算 定した 一次エ ネルギー 消費 量を用 いて評 価する 方法を いう。 以下こ の表 (第3 の部、 第4の 部並び に備考 第2項 を除 く。) におい て同 じ。) による	メートル未満のもの	367,100 円						
			当該非住宅部分の床面積の合計が <u>1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの</u> (以下現行に同じ)							

改正後					改正前					
		場合								
第2 建築 物省 エネ 法第 12条 第2 項及 び第 13条 第3 項の 規定 に基 づく 建築 物エ ネル ギー 消費 性能 確保 計画 の変	建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る 建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料		変更 計画 提出 又は 変更 計画 通知 のとき。		第2 建築 物省 エネ 法第 12条 第2 項及 び第 13条 第3 項の 規定 に基 づく 建築 物エ ネル ギー 消費 性能 確保 計画 の変	建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る 建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料		変更 計画 提出 又は 変更 計画 通知 のとき。		
	1	非住宅部分の 用途が工場等 の当該非住宅部 分	当該非住宅部分の床面 積の合計が300平方メ ートル以上1,000平方 メートル未満のもの	11,800円		(新規)	1	非住宅部分の 用途が工場等 の当該非住宅部 分	(新規)	(新規)
			当該非住宅部分の床面 積の合計が1,000平方 メートル以上2,000平 方メートル未満のもの (以下現行に同じ)	19,100円					当該非住宅部分の床面 積の合計が300平方メ ートル以上2,000平方 メートル未満のもの (以下省略)	19,100円
			当該非住宅部分の床面 積の合計が300平方メ ートル以上1,000平方 メートル未満のもの	77,600円					(新規)	(新規)
2	1	(1) モ デル建 物法に よる場 合	当該非住宅部分の床面 積の合計が300平方メ ートル以上1,000平方 メートル未満のもの	102,100 円	2	1	(1) モ デル建 物法に よる場 合	当該非住宅部分の床面 積の合計が300平方メ ートル以上2,000平方 メートル未満のもの (以下省略)	102,100 円	

改正後						改正前							
更に 係る 建築 物エ ネル ギー 消費 性能 適合 性判 定	(2) 標 準入力 法等に よる場 合	当該非住宅部分の床面 積の合計が300平方メ ートル以上1,000平方 メートル未満のもの		199,200 円		更に 係る 建築 物エ ネル ギー 消費 性能 適合 性判 定	(2) 標 準入力 法等に よる場 合	(新規)		(新規)			
		当該非住宅部分の床面 積の合計が1,000平方 メートル以上2,000平 方メートル未満のもの		257,100 円				当該非住宅部分の床面 積の合計が300平方メ ートル以上2,000平方 メートル未満のもの		257,100 円			
		(以下現行に同じ)						(以下省略)					
第3	建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料	建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料の額は、次の1及び2に掲げる区分に応じて、次に掲げる額（申請に併せて建築物省エネ法第35条第2項の規定に基づく申出があった場合においては、1の建築物について別表第1の95の2の項に掲げる額（申請に係る計画に特定建築基準適合審査をする部分が含まれる場合においては当該部分ごとに同表の82の2の項に掲げる額の手数料を、建築基準法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては当該昇降機1基について同表の95の4の項又は95の5の項に掲げる額の手数料を加えた額）に相当する額を加えた額）				認定申請のとき。	第3	建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料	建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料の額は、次の1及び2に掲げる区分に応じて、次に掲げる額（申請に併せて建築物省エネ法第30条第2項の規定に基づく申出があった場合においては、1の建築物について別表第1の95の2の項に掲げる額（申請に係る計画に特定建築基準適合審査をする部分が含まれる場合においては当該部分ごとに同表の82の2の項に掲げる額の手数料を、建築基準法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては当該昇降機1基について同表の95の4の項又は95の5の項に掲げる額の手数料を加えた額）に相当する額を加えた額）				認定申請のとき。
1	(1) (現行に同じ)						1	(1) (省略)					
1 申	(2) ロ 1 (イ)	(現行に同じ)					1 申	(2) ロ 1 (イ)	(省略)				

改正後						改正前									
性能向上計画の認定の申請に対する審査	請に併せて建築物省エネ法第35条第1項各号に掲げる基準に適	(1)以外の建築物	の建築物の申請の場合	(現行に同じ)		(省略)	の建築物の申請の場合	(省略)		性能向上計画の認定の申請に対する審査	請に併せて建築物省エネ法第30条第1項各号に掲げる基準に適	(1)以外の建築物	の建築物の申請の場合	(省略)	
				(ロ)					(ロ)						
				非住宅部分	当該非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの			16,700円	非住宅部分					(新規)	(新規)
					当該非住宅部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの (以下現行に同じ)			27,100円						当該非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの (以下省略)	27,100円

改正後								改正前																													
		合	し	て	い	る	こ	と	を	示	す	書	類	と	し	て	区	長	が	定	め	る	も	の	が	提	出	さ	れ								

改正後						改正前							
た 場 合						た 場 合							
2 1 以 外 の 場 合	(2) (1) 以 外 の 建 築 物	ロ 1 の建 築物 の申 請の 場合	(ロ) 非住 宅部 分	モデル 建物法 (以下 現行に 同じ)に よる場 合	(現行 に同 じ)	110,700 円	2 1 以 外 の 場 合	(2) (1) 以 外 の 建 築 物	ロ 1 の建 築物 の申 請の 場合	(ロ) 非住 宅部 分	モデル 建物法 (以下 省略)に よる場 合	(省 略)	(新規)
					当該非 住宅部 分の床 面積の 合計が 300平 方メー トル以 上 1,000 平方メ ートル 未満の もの	145,700 円						当該非 住宅部 分の床 面積の 合計が 300平 方メー トル以	145,700 円

改正後							改正前								
					以上 2,000 平方メ ートル 未満の もの									上 2,000 平方メ ートル 未満の もの	
					(以下 現行に 同じ)									(以下 省略)	
					標準入 力法等 (実際 の設計 仕様の 条件を 基に算 定した 一次エ ネルギー 消費 量及び 屋内周 囲空間 の年間 熱負荷 を用い て評価 する方	(現行 に同 じ)							標準入 力法等 (実際 の設計 仕様の 条件を 基に算 定した 一次エ ネルギー 消費 量及び 屋内周 囲空間 の年間 熱負荷 を用い て評価 する方	(省 略)	
					当該非 住宅部 分の床 面積の 合計が 300平 方メー トル以 上	284,400 円								(新 規)	(新規)
					1,000 平方メ ートル 未満の もの										
					当該非 住宅部	367,100 円								当該非 住宅部	367,100 円

改正後							改正前									
					法をいう。第4の部及び備考第2項において同じ。)による場合	分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの						法をいう。第4の部において同じ。)による場合	分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの			
第4	建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料	建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料の額は、次の1及び2に掲げる区分に応じて、次に掲げる額（申請に併せて建築物省エネ法第36条第2項において準用する建築物省エネ法第35条第2項の規定に基づく申出があった場合においては、1の建築物について別表第1の95の2の項に掲げる額（申請に係る計画に特定建築基準適合審査をする部分が含まれる場合においては当該部分ごとに同表の82の2の項に掲げる額の手数料を、建築基準法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては当該昇降機1基について同表の95の4の項又は95の5の項に掲げる額の手数料を加えた額）に相当する額を加えた額）	変更認定申請のとき。				第4	建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料	建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料の額は、次の1及び2に掲げる区分に応じて、次に掲げる額（申請に併せて建築物省エネ法第31条第2項において準用する建築物省エネ法第30条第2項の規定に基づく申出があった場合においては、1の建築物について別表第1の95の2の項に掲げる額（申請に係る計画に特定建築基準適合審査をする部分が含まれる場合においては当該部分ごとに同表の82の2の項に掲げる額の手数料を、建築基準法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては当該昇降機1基について同表の95の4の項又は95の5の項に掲げる額の手数料を加えた額）に相当する額を加えた額）	変更認定申請のとき。						

改正後					改正前					
消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査	1	(1) (現行に同じ)								
		(2) イ (1)以外の建築物	ロ 1 の建築物の申請の場合	(イ) (現行に同じ)						
					(ロ) 非住宅部分	当該非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	11,800円			
				当該非住宅部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの		19,100円				
				(以下現行に同じ)						
消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査	1	(1) (省略)								
		(2) イ (1)以外の建築物	ロ 1 の建築物の申請の場合	(イ) (省略)						
					(ロ) 非住宅部分	(省略)				
				(新規)				(新規)		
				当該非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの		19,100円				
				(以下省略)						

改正後

改正前

に適合していることを示す書類として区長が定めるものが提出

に適合していることを示す書類として区長が定めるものが提出

改正後						改正前					
2 1 以外 の 場 合	さ れ た 場 合	(1)	(現 行に 同じ)			2 1 以外 の 場 合	さ れ た 場 合	(1)	(省 略)		
		(2)	イ (現 行に 同 じ)					(2)	イ (省 略)		
		ロ 1	(イ) (現 行に 同 じ)					ロ 1	(イ) (省 略)		
		(ロ)	モデル 非住 宅部 分	建物法 による 場合	(現行 に同 じ) 当該非 住宅部 分の床 面積の 合計が 300平 方メー トル以			77,600円	(ロ)	モデル 非住 宅部 分	建物法 による 場合

改正後								改正前							
						上 1,000 平方メ ートル 未満の もの									
						当該非 住宅部 分の床 面積の 合計が 1,000 平方メ ートル 以上 2,000 平方メ ートル 未満の もの	102,100 円							当該非 住宅部 分の床 面積の 合計が 300平 方メー トル以 上 2,000 平方メ ートル 未満の もの	102,100 円
						(以下 現行に 同じ)								(以下 省略)	
					標準入 力法等 による 場合	(現行 に同 じ)								標準入 力法等 による 場合	(以下 省略)
						当該非	199,200							(新規)	(新規)

改正後							改正前								
						住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	円								
						当該非住宅部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	257,100円							当該非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	257,100円
						(以下								(以下	

改正後						改正前					
					現行に 同じ)						省略)
第5	建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定申請手数料				認定申請	第5	建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定申請手数料				認定申請
建築物省エネ法第41条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認	建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定申請手数料の額は、次の1及び2に掲げる区分に応じて、次に掲げる額				のと き。	建築物省エネ法第36条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認	建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定申請手数料の額は、次の1及び2に掲げる区分に応じて、次に掲げる額				のと き。
1	(1) (現行に同じ)					1	(1) (省略)				
申請に併せて建築物	(2) イ	(現行に同じ)				申請に併せて建築物	(2) イ	(省略)			
	ロ	非住宅部分	(現行に同じ)				ロ	非住宅部分	(省略)		
			当該非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	16,700円					(新規)	(新規)	
			当該非住宅部分の床面積の合計が1000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	27,100円					当該非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	27,100円	
			(以下現行に同じ)						(以下省略)		

改正後						改正前					
定の申請に対する審査	項第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準に適合して					定の申請に対する審査	号に規定する建築物エネルギー消費性能基準に適合しているこ				

改正後							改正前							
		いることを示す書類として区長が定めるものが提出された場合							とを示す書類として区長が定めるものが提出された場合					

改正後						改正前								
	2 1 以外 の 場 合	(1) (現 行 に 同 じ)	イ～ハ (現 行 に 同 じ)			(1) (省 略)	イ～ハ (省 略)			(2) (1) 以 外 の 建 築 物	イ (省 略)	(イ) ～ (ハ) (省 略)		
		(2) (1) 以 外 の 建 築 物	イ (現 行 に 同 じ)	(イ) ～ (ハ) (現 行 に 同 じ)		ロ 非 住宅 部分	(イ) モ デ ル 建 物 法 に よ る 場	(現行に同じ)		(イ) モ デ ル 建 物 法 に よ る 場	(イ) モ デ ル 建 物 法 に よ る 場	(省略)		
当該非住宅部分 の床面積の合計	110,700 円				(新規)			(新規)						
が300平方メー トル以上1,000平方 メートル未満の もの														
当該非住宅部分 の床面積の合計 が1,000平方メー トル以上2,000平	145,700 円				当該非住宅部分 の床面積の合計 が300平方メー トル以上2,000平方			145,700 円						

改正後					改正前					
			合	方メートル未満のもの (以下現行に同じ)				合	メートル未満のもの (以下省略)	
			(ロ)	(現行に同じ)				(ロ)	(省略)	
			標準入力法等による場合	当該非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 284,400円				標準入力法等による場合	(新規)	(新規)
				当該非住宅部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 367,100円					当該非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 367,100円	
				(以下現行に同じ)					(以下省略)	
第6	建築物エネルギー消費性能確保計画の変更が軽微な変更	建築物エネルギー消費性能の向上に関	に該当していることを証する書面の交付申請手数料	に該当していることを証する書面の交付申請手数料の額は、次の1及び2に掲げる区分に応じて、次に掲げる額	交付申請のとき。	第6	建築物エネルギー消費性能確保計画の変更が軽微な変更	建築物エネルギー消費性能の向上に関	に該当していることを証する書面の交付申請手数料	交付申請のとき。
	1	非住宅部分の用途が工場等の	当該非住宅部分の床面積の合計が300平方メ	11,800円			1	非住宅部分の用途が工場等の	(新規)	(新規)

改正後				改正前						
する法律施行規則 （平成28年国土交通省令第5号） 第11条の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画の変更が軽微な変更に該当していることを証する書面の交付	みである建築物の当該非住宅部分		一メートル以上1,000平方メートル未満のもの		する法律施行規則 （平成28年国土交通省令第5号） 第11条の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画の変更が軽微な変更に該当していることを証する書面の交付	みである建築物の当該非住宅部分				
			当該非住宅部分の床面積の合計が <u>1,000平方メートル</u> 以上2,000平方メートル未満のもの （以下現行に同じ）	19,100円			当該非住宅部分の床面積の合計が <u>300平方メートル</u> 以上2,000平方メートル未満のもの （以下省略）	19,100円		
	2 1 以外の非住宅部分	(1) モデル建物法による場合		当該非住宅部分の床面積の合計が <u>300平方メートル</u> 以上1,000平方メートル未満のもの	77,600円	2 1 以外の非住宅部分	(1) モデル建物法による場合	(新規)	(新規)	
				当該非住宅部分の床面積の合計が <u>1,000平方メートル</u> 以上2,000平方メートル未満のもの （以下現行に同じ）	102,100円			当該非住宅部分の床面積の合計が <u>300平方メートル</u> 以上2,000平方メートル未満のもの （以下省略）	102,100円	
		(2) 標準入力法等による場合		当該非住宅部分の床面積の合計が <u>300平方メートル</u> 以上1,000平方メートル未満のもの	199,200円	(2) 標準入力法等による場合		(新規)	(新規)	
				当該非住宅部分の床面積の合計が <u>1,000平方メートル</u> 以上2,000平方メートル未満のもの （以下現行に同じ）	257,100円			当該非住宅部分の床面積の合計が <u>300平方メートル</u> 以上2,000平方メートル未満のもの （以下省略）	257,100円	

改正後					改正前				
			積の合計が <u>1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの</u> (以下現行に同じ)	円				積の合計が <u>300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの</u> (以下省略)	円

備考

1 省令第1条第1項第1号ただし書に規定する国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法によって非住宅部分が備えるべき消費性能を有することが確かめられた場合における適合性判定手数料等（建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料、建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料又は建築物エネルギー消費性能確保計画の変更が軽微な変更に該当していることを証する書面の交付申請手数料をいう。以下同じ。）又は建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定申請手数料の額は、標準入力法等による場合とみなして算出した額とする。

2 省令第1条第1項第1号ただし書きに規定する国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法によって非住宅部分が備えるべき消費性能を有することが確かめられ、かつ、省令第10条第1号ただし書きに規定する国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法によって非住宅部分が建築物のエネルギー消費性能の向上の一層の促進のために誘導すべきエネルギー消費性能を有することが確かめられた場合における向上計画認定申請手数料等（建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料又は建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料をいう。以下同じ。）の額は、標準入力法等による場合とみなして算出した額とする。

備考

(新規)

(新規)

改正後	改正前
<p><u>3</u> <u>適合性判定手数料等</u>について、複合建築物（非住宅部分及び住宅部分を含む建築物をいう。）の共用部分は、居住者以外の者のみが利用する部分の床面積の合計が居住者のみが利用する部分の床面積の合計より大きくなる場合は、非住宅部分とみなす。</p> <p><u>4</u> 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行令（平成28年政令第8号）第4条第1項に規定する内部に間仕切壁又は戸を有しない階又はその一部であって、その床面積に対する常時外気に開放された開口部の面積の合計の割合が20分の1以上であるものに該当する部分を有する建築物の場合の適合性判定手数料等の額は、当該部分を含む非住宅部分の床面積の合計により算定した額とする。</p> <p><u>5</u> 非住宅部分の一部に工場等の用途を含む1の建築物の場合の適合性判定手数料等の額は、1以外の非住宅部分により算出した額とする。</p> <p><u>6</u> 特定建築行為（法第11条第1項に規定する特定建築行為をいう。）に該当する増築又は改築（法附則第3条第1項の規定が適用される特定増改築を除く。）の場合の適合性判定手数料等の額は、当該増築又は改築に係る部分の床面積に応じて算出した額とする。</p> <p><u>7</u> <u>向上計画認定申請手数料等</u>について、1の建築物の申請の場合の手数料の額は、住宅部分の額及び非住宅部分の額を合算した額とする。ただし、住宅部分又は非住宅部分が存在しない場合は、当該住宅部分の額又は非住宅部分の額は合算しない。</p>	<p><u>1</u> <u>建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料、建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料又は建築物エネルギー消費性能確保計画の変更が軽微な変更</u>に該当していることを証する書面の交付申請手数料（以下この表において「<u>適合性判定手数料等</u>」という。）について、複合建築物（非住宅部分及び住宅部分を含む建築物をいう。）の共用部分は、居住者以外の者のみが利用する部分の床面積の合計が居住者のみが利用する部分の床面積の合計より大きくなる場合は、非住宅部分とみなす。</p> <p><u>2</u> 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行令（平成28年政令第8号）第4条第1項に規定する内部に間仕切壁又は戸を有しない階又はその一部であって、その床面積に対する常時外気に開放された開口部の面積の合計の割合が20分の1以上であるものに該当する部分を有する建築物の場合の適合性判定手数料等の額は、当該部分を含む非住宅部分の床面積の合計により算定した額とする。</p> <p><u>3</u> 非住宅部分の一部に工場等の用途を含む1の建築物の場合の適合性判定手数料等の額は、1以外の非住宅部分により算出した額とする。</p> <p><u>4</u> 特定建築行為（法第11条第1項に規定する特定建築行為をいう。）に該当する増築又は改築（法附則第3条第1項の規定が適用される特定増改築を除く。）の場合の適合性判定手数料等の額は、当該増築又は改築に係る部分の床面積に応じて算出した額とする。</p> <p><u>5</u> <u>建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料又は建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料</u>（以下この表において「<u>認定申請手数料等</u>」という。）について、1の建築物の申請の場合の手数料の額は、住宅部分の額及び非住宅部分の額を</p>

改正後	改正前
<p>8 <u>向上計画認定申請手数料等</u>について、同一の建築物において住戸ごとの申請と1の建築物の申請を同時にする場合の手数料の額は、1の建築物の申請の場合により算出した額とする。</p> <p>9 <u>向上計画認定申請手数料等</u>について、住宅部分及び非住宅部分を有する建築物の非住宅部分のみを申請する場合の手数料の額は、当該非住宅部分の床面積の合計を1の建築物の申請の場合における非住宅部分の床面積の合計とみなして算出した額とする。</p> <p>10 建築物省エネ法第34条第3項に規定する申請建築物（以下「申請建築物」という。）に自他供給型熱源機器等（同項に規定する自他供給型熱源機器等をいう。）を設ける場合の建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料の額は、申請建築物における1の建築物の手数料の額及び他の建築物（同項に規定する他の建築物をいう。以下同じ。）における1の建築物の手数料の額を合算した額とする。</p> <p>11 建築物省エネ法第36条第1項に規定する認定建築主が認定を受けた建築物エネルギー消費性能向上計画の変更（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則第26条に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画の軽微な変更を除く。）を行う場合の建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料の額は、変更のある1の建築物の手数料の額を合算した額とする。ただし、建築物エネルギー消費性能向上計画の認定を受けた計画に、新たに他の建築物を加える場合の建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料の額は、第3の部に掲げる手数料の額と同額とする。</p> <p>12 他の建築物について、建築物省エネ法第34条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定を受けた場合の建</p>	<p>合算した額とする。ただし、住宅部分又は非住宅部分が存在しない場合は、当該住宅部分の額又は非住宅部分の額は合算しない。</p> <p>6 認定申請手数料等について、同一の建築物において住戸ごとの申請と1の建築物の申請を同時にする場合の手数料の額は、1の建築物の申請の場合により算出した額とする。</p> <p>7 認定申請手数料等について、住宅部分及び非住宅部分を有する建築物の非住宅部分のみを申請する場合の手数料の額は、当該非住宅部分の床面積の合計を1の建築物の申請の場合における非住宅部分の床面積の合計とみなして算出した額とする。</p> <p>8 建築物省エネ法第29条第3項に規定する申請建築物（以下「申請建築物」という。）に自他供給型熱源機器等（同項に規定する自他供給型熱源機器等をいう。）を設ける場合の建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料の額は、申請建築物における1の建築物の手数料の額及び他の建築物（同項に規定する他の建築物をいう。以下同じ。）における1の建築物の手数料の額を合算した額とする。</p> <p>9 建築物省エネ法第31条第1項に規定する認定建築主が認定を受けた建築物エネルギー消費性能向上計画の変更（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則第26条に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画の軽微な変更を除く。）を行う場合の建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料の額は、変更のある1の建築物の手数料の額を合算した額とする。ただし、建築物エネルギー消費性能向上計画の認定を受けた計画に、新たに他の建築物を加える場合の建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料の額は、第3の部に掲げる手数料の額と同額とする。</p> <p>10 他の建築物について、建築物省エネ法第29条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定を受けた場合の建</p>

改正後	改正前
<p>建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料の額は、第1の部1の款に掲げる手数料の額と同額とする。ただし、エネルギー消費性能の評価方法は、建築物エネルギー消費性能向上計画の認定と同じ場合に限る。</p> <p><u>13</u> 他の建築物について、建築物エネルギー消費性能向上計画の認定を受けた場合の計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料の額は、第2の部1の款に掲げる手数料の額と同額とする。ただし、エネルギー消費性能の評価方法は、建築物エネルギー消費性能向上計画の認定と同じ場合に限る。</p> <p><u>14</u> 建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定申請手数料の額は、住宅部分の額及び非住宅部分の額を合算した額とする。ただし、住宅部分又は非住宅部分が存在しない場合は、当該住宅部分の額又は非住宅部分の額は合算しない。</p> <p><u>15</u> 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請、建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請又は建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定の申請において共同住宅の共用部分を除く場合の手数料の額は、これらの認定の申請に係る床面積から当該共同住宅の共用部分の床面積を除いた床面積により算出した額とする。</p> <p><u>16</u> 省令第1条第1項第2号イ(3)及び同号ロ(3)に定める基準により共同住宅の建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定の申請を行う場合の手数料の額は、当該認定の申請に係る床面積から当該共同住宅の共用部分の床面積を除いた床面積により算出した額とする。</p>	<p>建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料の額は、第1の部1の款に掲げる手数料の額と同額とする。ただし、エネルギー消費性能の評価方法は、建築物エネルギー消費性能向上計画の認定と同じ場合に限る。</p> <p><u>11</u> 他の建築物について、建築物エネルギー消費性能向上計画の認定を受けた場合の計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料の額は、第2の部1の款に掲げる手数料の額と同額とする。ただし、エネルギー消費性能の評価方法は、建築物エネルギー消費性能向上計画の認定と同じ場合に限る。</p> <p><u>12</u> 建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定申請手数料の額は、住宅部分の額及び非住宅部分の額を合算した額とする。ただし、住宅部分又は非住宅部分が存在しない場合は、当該住宅部分の額又は非住宅部分の額は合算しない。</p> <p><u>13</u> 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請、建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請又は建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定の申請において共同住宅の共用部分を除く場合の手数料の額は、これらの認定の申請に係る床面積から当該共同住宅の共用部分の床面積を除いた床面積により算出した額とする。</p> <p><u>14</u> 省令第1条第1項第2号イ(3)及び同号ロ(3)に定める基準により共同住宅の建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定の申請を行う場合の手数料の額は、当該認定の申請に係る床面積から当該共同住宅の共用部分の床面積を除いた床面積により算出した額とする。</p>